別添四十四別紙1の表1中「JIS K2249」を「JIS K2249―1 JIS K2249―2 JIS K2249―3」に、「JIS K2258」を「JIS K2258―1 JIS K2258―2」に改める。

別添四十九3・中「別添42の別紙1表1」を「別添42別紙1の表1（E10ガソリンを燃料とすることができる自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）をいう。）にあっては、別添16別紙の表」に改める。

別添百三の表二中「JIS K2249」を「JIS K2249―1 JIS K2249―2 JIS K2249―3」に、「JIS K2258」を「JIS K2258―1 JIS K2258―2」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百八十五号

鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則（平成十八年国土交通省令第七十九号）第四条の規定に基づき、及び軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）第三十五条ノ二第一項の規定を実施するため、鉄道事業の動力車操縦者資質管理報告書及び異常運転等報告書の様式を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

鉄道事業の動力車操縦者資質管理報告書及び異常運転等報告書の様式を定める告示等の一部を改正する告示

（鉄道事業の動力車操縦者資質管理報告書及び異常運転等報告書の様式を定める告示の一部改正）

第一条　鉄道事業の動力車操縦者資質管理報告書及び異常運転等報告書の様式を定める告示（平成十八年国土交通省告示第八百二十二号）の一部を次のように改正する。

第1号様式注7中「各眼の視力（屈折度を含む。）」を「両眼の視力及び一眼それぞれの視力」に改める。

（軌道事業の動力車操縦者資質管理報告書及び異常運転等報告書の様式を定める告示の一部改正）

第二条　軌道事業の動力車操縦者資質管理報告書及び異常運転等報告書の様式を定める告示（平成十八年国土交通省告示第八百二十三号）の一部を次のように改正する。

第1号様式注7中「各眼の視力（屈折度を含む。）」を「両眼の視力及び一眼それぞれの視力」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この告示の施行前に行った身体検査の結果の状況の記載については、なお従前の例によることができる。

○環境省告示第五十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十七年三月環境省告示第三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月三十日　　環境大臣　細野　豪志

表補助金等の名称の欄中（項）環境省を削除し、（項）地域再生推進費の事務を行う都道府県の欄中「すべての都道府県」を「全ての都道府県」に改め、（項）東日本大震災復旧・復興北海道開発事業費の次に次のように加える。

（項）東日本大震災復旧・復興推進費	（目）東日本大震災復興交付金（道県に係るものを除く。）	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理
		二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等
		三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理
		四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知
		五　法第八条の規定による決定の通知
		六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知
		七　法第十二条の規定による状況報告の受理
		八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知
		九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知
		十　法第十四条の規定による実績報告の受理
		十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等
		十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令
		十三　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理
北海道		
青森県		
岩手県		
宮城県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
埼玉県		
千葉県		
新潟県		
長野県		